

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短営業協力金）申請受付要項

1 事業趣旨

県の時間短縮営業（以下、「時短営業」という。）要請の対象店舗に新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支払うことで、時短営業要請に協力していただき、県民の不要・不急の外出や繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を促し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とします。

2 交付対象店舗及び交付要件

(1) 交付対象店舗

福島県に所在し、通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた以下の施設

- ・接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する店舗）
- ・酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）

ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイトインスペースを除く

別表1「時短営業協力金交付対象店舗」のとおり。

(2) 交付要件

次の「ア」から「カ」までの要件を全て満たすこと。

ア 県内に対象店舗を有すること。

イ 対象店舗において、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和3年1月15日（金）午後8時から令和3年2月8日（月）午前5時までの期間、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮するとともに酒類の提供を午後7時までとすること^{※1 ※2 ※3 ※4}。

ウ 対象店舗にかかる食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証（飲食店にかかる許可に限る。）に記載されている営業者であること。

エ 令和3年1月12日（時短営業要請日）より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年2月8日以降であること。

オ 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。

カ 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

※1 時短営業要請の対象期間は令和3年1月15日（金）からですが、令和3年1月13日（水）又は1月14日（木）から営業時間の短縮を実施した場合には、交付対象期間に含めます。

※2 時短営業には、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和3年1月13日（水）午後8時から令和3年2月8日（月）午前5時までの期間、

休業している場合を含みます。

※3 通常、午後8時までの営業であった店舗は交付対象外となります。

※4 時短営業の開始が遅れた場合、時短営業を開始した日から令和3年2月8日（月）午前5時まで連続して時短営業することが必要です。

3 交付額

1店舗当たり最大104万円

■時短営業の開始が遅れた場合、「時短営業した日数×4万円」を交付します。

その場合、時短営業を開始した日から令和3年2月8日（月）午前5時まで連続して時短営業することが必要です。「時短営業した日数」の考え方は下表をご参照ください。

■対象地域内で複数の店舗を運営している事業者は、一括して申請してください。

対象店舗数に応じて、交付します。

【交付金額の具体例】

○：時間短縮営業した日 ×：時間短縮営業しなかった日 ☆：定休日や従来の営業時間が午後8時より前の日
 ※交付対象期間は表中の青色部分です。

	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17		2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	交付対象期間	交付金額	考え方	
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1/13～2/7	104万円	時短営業を開始した日から令和3年2月7日（8日）午前5時まで連続して時短営業した期間が対象です。時短営業中に、定休日や従来の営業時間が午後8時より前の日があっても対象です。	
2	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	1/13～2/7	104万円		
3	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1/15～2/7	96万円		
4	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	2/5～2/7	12万円		
5	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	1/14～2/7	100万円		
6	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	1/13～2/7	104万円		
7	☆	☆	☆	○	○	○	○	☆	☆	○	○	1/16～2/7	92万円		
8	☆	○	○	○	○	○	○	○	×	○	☆	なし	0円		時短営業しなかった時点で、それまでの期間は対象外です。
9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	なし	0円		

4 申請手続き

(1) 申請受付期間

令和3年2月8日（月）から令和3年3月10日（水）まで

(2) 申請に必要な書類

別表2のとおり。なお、必要に応じて、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 申請受付方法

ア 電子申請の場合

福島県商工総務課のホームページ内「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短営業協力金）」のページから、電子申請フォームにアクセスの上、申請してください。

(URL) <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyouryokukin3.html>

イ 郵送の場合

(宛先) 〒960-8043 福島市中町1-19 福島中町郵便局留
福島県休業協力金事務局 宛

※3月10日(水)の消印有効

※切手(送料は申請者負担)を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

(4) その他

ア 持参による申請受付は行いませんので、ご理解とご協力をお願いします。

イ 申請書類は、福島県商工総務課のホームページ内「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(時短営業協力金)」(URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyouryokukin3.html>)のページからダウンロードしていただくか、お住まいの市町村、県商工総務課又は各地方振興局(別表3)でお受け取りください。

5 交付決定

(1) 申請書類の受理後、申請内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を交付します。

(2) 申請書類の審査の結果、協力金の交付・不交付の決定をしたときは、それぞれの決定に関する通知を送付します。

6 留意事項

(1) 申請で把握した個人情報、協力金の交付に係る審査事務及び支払い手続きのために利用させていただくほか、福島県個人情報保護条例に基づき、目的外利用ないし第三者提供を行う場合があります。

(2) 本協力金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が判明した場合は、協力金の返還、違約金の支払い等を求める場合があります。

7 問合せ先

新型コロナウイルス感染症に関する協力金の専用相談窓口(福島県休業協力金コールセンター)

(電話) 024-521-8575

(受付時間) 毎日9時30分から17時30分まで